

電気式生ごみ処理機購入設置費補助事業要領

1 目的

一般家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥化を促進するため、市民が電気式生ごみ処理機を購入する事業を行う場合において、予算の範囲内において、当該市民に対し、補助金を交付する。

2 用語の定義

この要領において、電気式生ごみ処理機（以下「ごみ処理機」という。）とは、電気を使用し、処理機内で生ごみを乾燥、減容、消滅及び堆肥化できるものをいう。

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助金の交付の対象となる事業は、ごみ処理機を購入し設置する事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、市内に住所を有する市民が、ごみ処理機の本体を購入した経費（消費税を含む。）とする。ただし、ごみ処理機に付随するチップ材、菌等の購入費は対象外とする。

4 補助金の額

補助金の額は、ごみ処理機の購入金額に2分の1を乗じて得た額（当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、1基当たり2万円を上限とする。

5 補助金交付申請書兼請求書

補助金交付申請書兼請求書（別記様式1号）の提出期限は、ごみ処理機購入年度の末日までとする。

6 補助金の返還

補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要領に違反する事実があったとき。

7 委任

この要領に定めるもののほかこの要領に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。